平成２４年（フ）第４３７１号
大阪府八尾市緑ケ丘４丁目21番地の14
債務者　木下　挙一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６６号
大阪市城東区古市３－８－７―503、住民票上の住所大阪市城東区今福西１丁目１番48号
債務者　堀之内寿恵
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９０号
大阪府八尾市南亀井町２丁目３番43号　ハイツタナカ１・201号
債務者　池田　昭博
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３２号
大阪府茨木市南安威２丁目２番12―404号
債務者　堀　　浩二
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５４号
大阪市住吉区長居東１丁目27番６―406号
債務者　玉村　拓男
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５５号
大阪市住吉区長居東１丁目27番６―406号
債務者　玉村　直美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６３号
大阪市平野区長吉出戸２丁目20番20―201号
債務者　小浜　達也
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３９号
大阪市天王寺区国分町12番９―805号
債務者　山﨑　亮一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２２号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番15―402号
債務者　南澤　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７７号
大阪府交野市森北２丁目１番14号、前住所大阪府交野市森北１丁目32番２―208号
債務者　吉川　　薫（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２３号
大阪市鶴見区横堤１丁目４番17号106
債務者　髙田　恵里（旧姓湯山）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５１号
大阪府高槻市芝生町２丁目35番１―402号
債務者　蒲原千鶴子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５４号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目12番24号　ファ・ヴール弥刀202号
債務者　川口　美香
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６４号
大阪府大東市住道１丁目８番８号　メゾンパティオ住道402号
債務者　高島　正城
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４９号
大阪府門真市堂山町25番38―14号
債務者　三砂　照之
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０号
北海道苫小牧市元町１丁目10番２号
債務者　松浦起矩夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６５３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字宮前60番地の２
債務者　佐々木友也
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
仙台市太白区秋保町湯元字寺田原34番地の５メゾンハピネス101、従前の住所宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山25番地４
債務者　菅原志津夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係